

令和5年度 保育所等入所申込の手引き

保育所とは、保護者の方の就労や病気などの理由で、家庭でお子さんを保育できないときに、保護者の方に代わってある一定時間の保育を行う「お子さんのため」の福祉施設です。

保護者の方は、この「手引き」を保管しておいてください。また、入所基準などをご覧いただき「知らなかった」と言うことのないようよく読んでから手続きをしてください。

～ も く じ ～

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ◆保育所に入所できる基準・・・1 | ◆退所について・延長保育について・・・7 |
| ◆入所の申込・・・・・・・・・・2 | ◆現況届について・・・・・・・・・・7 |
| ◆申込から入所まで・・・・・・・・3 | ◆保育料について・・・・・・・・・・8 |
| ◆教育・保育給付認定について・4 | ◆保育料及び副食費の納期限・注意事項・・9 |
| ◆申込に必要な書類・・・・・・・・5 | ◆幼児教育・保育の無償化について・・10 |
| ◆入所期間について・・・・・・・・6 | ◆休日保育について・・・・・・・・・・10 |
| ◆入所調整(入所選考)について・6 | ◆佐伯市の保育所・認定こども園・・・11 |
| ◆入所できない場合・・・・・・・・6 | ◆こんなとき、どうする？・・・・・・12 |
| ◆保育所へ入所してから・・・・7 | |

保育所に入所できる基準

保育所に入所できるのは、保護者が下記の理由により、児童を保育することができない場合です。

- | | |
|----------|---|
| 1 家庭外労働 | 昼間家庭の外で仕事をしている。
(1日4時間以上かつ週4日以上で月64時間以上) |
| 2 家庭内労働 | 家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。
(1日4時間以上かつ週4日以上で月64時間以上) |
| 3 出 産 | 妊娠中であるか、又は出産後間がない。 |
| 4 疾 病 等 | 病気やケガをしていたり、心身に障がいを持っている。 |
| 5 病気の看護等 | その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、常時その看護にあたっている。 |
| 6 災 害 | 震災や風水害・火災などのため、その復旧にあたっている。 |
| 7 そ の 他 | 就学、求職、夜間就労のため日中休養を要するなど、その他児童を保育することができない特別な事情がある場合。 |

※ 上記以外の理由(集団生活を経験させたい。幼児教育の場として利用したい。など)で入所希望の場合は、幼稚園や認定こども園(1号認定:満3歳児から就学前まで)の利用が可能です。

※ 入所申込をされていない方及び取下げをした方への入所保留通知書発行はできません。



入所の申込

保育所の入所申込は年度ごとの手続きが必要です。現在入所している方、入所申込をしたが保留中の方も改めて申込をしてください。

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの入所申込をこども福祉課及び各振興局で受付します。申込場所や締切日時等をご確認のうえ申込みしてください。なお、各保育所には定員があります。希望する保育所へ入所できないことがあります。

◆4月入所（一次受付）

4月入所（一次受付）を下記の期間で受付します。申込場所により受付時間が異なりますのでご注意ください。職場復帰や出産などで年度途中に入所を希望する方も申込みできます。ただし、入所の決定は先着順ではありません。

【こども福祉課】 受付期間：12/1（木）～14（水）【土日除く】

午前8：30～午後6：00

こども福祉課では、午後6時まで！！

【各振興局】 受付期間：12/1（木）～14（水）【土日除く】

午前8：30～午後5：00

※現在入所（園）中の方は、入所（園）中の保育所で申込書類の提出ができます。

（注） 転園については、年度当初4月入所（一次受付）分のみ受け付けます。転園した場合、転園先の園でおおむね2週間程度慣らし保育がありますのでご了承ください。
また、希望する園へ転園できないことがあります。

（注） 不備や不足の書類は、こども福祉課又は各振興局の窓口にお持ちください。
なお、不備、不足書類の最終提出日は、令和4年12月21日（水）です！！

（注） 一次受付の期間以降の申込みについては、二次受付（令和5年3月10日締切）となり、各施設での欠員やキャンセルが出た場合のみ、一次受付で入所できなかった方とあわせて入所調整を行います。

◆4月入所（二次受付）及び5月以降の入所

公立こども園1号利用についても、下記の申込み締切日時で随時受付します。

各月の入所申込をこども福祉課及び各振興局で受付します。

入所希望日	申込み締切日時	入所希望日	申込み締切日時
4月1日～	(二次)3月10日（金）17時まで	10月1日～	9月11日（月）17時まで
5月1日～	4月10日（月）17時まで	11月1日～	10月10日（火）17時まで
6月1日～	5月10日（水）17時まで	12月1日～	11月10日（金）17時まで
7月1日～	6月12日（月）17時まで	1月1日～	12月11日（月）17時まで
8月1日～	7月10日（月）17時まで	2月1日～	1月10日（水）17時まで
9月1日～	8月10日（木）17時まで	3月1日～	2月13日（火）17時まで

◆市外の保育所入所について

佐伯市外の保育所入所を希望する方は、佐伯市役所 こども福祉課にご相談ください。

申込から入所まで

- ① 申請
- ② 現況届
- ③ 利用申込

認定決定

入所調整

内定

面接

入所決定

入所保留

- ◆申請書類を揃え、認定申請をしてください。(P5参照)
- ◆入所日は毎月1日となり、4月入所(一次受付)を除いて、入所希望月の前月10日までにすべての書類を揃えて、申込みしてください。ただし、前月10日が土日・祝日で閉庁日の場合は、翌開庁日となります。
- ◆申込書類の提出を受けて子ども・子育て支援法における「教育・保育給付認定」を行います。この認定は入所決定ではありません。
- ◆支給認定証を送付します。認定証は保管しておいてください。

【4月入所(一次受付)の調整】

- ◆まず、転園児の受入れについて各園と調整し、転園を希望される方の調整を行います。(転園できない場合もあります。) 在園児・転園児の決定後に、選考基準(P6参照)に基づき、新規入所者の調整を行います。

【4月入所(二次受付)及び5月以降の調整】

- ◆各月の申込み締切日以降、選考基準(P6参照)に基づき、入所調整(入所選考)を行います。

(内定)

電話で面接日時の連絡・調整をします。

※提出書類に虚偽の記載があった場合は、内定は取消しとなります。

(面接)

各保育所(園)で面接を行います。面接には、母子手帳をお持ちになり、入所するお子さんをお連れください。

※面接では、主にお子さんの日常生活の様子やアレルギーの有無、ご家族の状況等を伺います。また、保育所(園)での1日の流れや行事、持ち物等について説明があります。

(入所決定)

面接において特に問題がない場合、入所決定となり、入所承諾書、保育料決定通知書をお送りします。

【4月入所(一次受付)及び転園希望の入所決定者】

4月入所を希望し一次受付期間内に申込みをした方が入所決定した場合は、令和5年2月下旬頃に入所承諾書等をお送りします。

【入所保留の方(定員超過等の理由で受入れができない方)】

入所保留通知書をお送りします。

翌月以降も引き続き入所調整を行います。希望園や家庭状況の変更等がある場合は、翌月の申込締切日までにご連絡ください。

入所保留通知書の郵送は初回のみで、それ以降は入所内定になったときのみ連絡をします。

※各通知の名称は変更となる場合があります。

※内定後に入所を取下げた場合は、入所保留通知書は発行できません。

※令和1年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、保留中の方でも一時預かり等無償化の対象となる場合があります。(P10参照)

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育所など施設の利用を希望する保護者が申請をして、児童の「保育の必要性」や「保育の必要量」等の認定を受けるものです。入所決定ではありません。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設
1号認定 (幼稚園利用)	3～5歳	無	◆教育標準時間 1日4時間を基本※	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育所利用)		有	◆保育標準時間 1日11時間以内 又は ◆保育短時間 1日8時間以内	保育所 認定こども園
3号認定 (保育所利用)	0～2歳			保育所 認定こども園 地域型保育事業

保育所の利用を希望する方で次のいずれかに該当する場合は「保育短時間」の認定となります。

- ① 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- ② 親族等の介護又は看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- ③ 求職活動のために保育所を利用する場合
- ④ 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- ⑤ 育児休業中に引き続き保育所を利用する場合

◆保育必要量の変更は、月単位で行います（月の途中に変更することはできません）。
また、変更事由発生日か変更申請日（書類提出日）のいずれか遅いほうの翌月1日（該当日が1日の場合は当月）からとなります。

◆保育短時間（8時間）の各保育所の設定時間は下のとおりです。

また、保育標準時間は各保育所の開所時間（最長11時間）です（P11参照）。

※勤務形態や通勤時間等により短時間（8時間）の範囲に収まらず、恒常的に延長保育が発生してしまう場合などは、「保育必要量変更申立書」の提出により標準時間へ変更できる場合がありますので詳細についてはお問合せください。現在、「保育必要量変更申立書」を提出し、標準時間で利用をされている方も年度毎に改めて提出が必要になります。

（各園で短時間保育の設定時間外でも対応できる場合がありますので、一度ご相談ください。）

【各施設の保育短時間の設定時間】※園によっては下記の時間以外で対応可能な場合があります。

施設名	短時間設定時間	施設名	短時間設定時間
大日保育園	8:30～16:30	つるおか保育所	8:30～16:30
みなみこども園（みなみ保育園）	9:00～17:00	畑野浦保育所	8:30～16:30
みなとこども園（みなと保育園）	9:00～17:00	ほんじょうこども園	8:30～16:30
八幡保育園	8:30～16:30	なおかわこども園	8:30～16:30
さいきこども園（佐伯保育園）	9:00～17:00	かまえこども園	8:30～16:30
長島保育園	9:00～17:00	うめこども園	8:30～16:30
ふれあい保育園	8:00～16:00	やよいこども園	8:30～16:30
松浦保育園	8:30～16:30	にじいろこども園	8:30～16:30
さくら保育園	8:30～16:30	（福）長陽会 愛	9:00～17:00
カトリック佐伯幼稚園	8:00～16:00	ながと保育園	8:30～16:30
ルンビニこども園	8:00～16:00	花みずき保育園	8:30～16:30

申込に必要な書類

記入の際、消せるボールペンは使用しないでください。

次の①②③（場合によっては④も）の書類がすべて必要です。

入所調整時に不足書類がある場合、優先度が変わりますのでご注意ください。

※不足書類の提出が期日までにない場合は、内定が取消しとなることがあります。

※休日保育（P10 参照）は別に申込が必要です。

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届（令和5年度保育所等入所申込書兼児童台帳）・・・児童1人につき1枚提出（記入例参照）
2枚目（個人番号記入用紙）・・・新規入所希望者のみ（継続申込みの方は不要）
- ② 父親・母親が保育できないことを証明する書類（申込児童数に関わらず1部提出）

入所理由		提出書類
就 労	外勤 自営（注）	<p>■就労証明書（証明日から半年以内のもの）</p> <p>※役員を含む個人事業主、親族が経営している会社にお勤めの方は、事業内容が分かる書類等を提出していただく場合があります。</p> <p>例）営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、確定申告書等の写し、タイムスケジュールなど</p> <p>※育児休業での継続入所及び育児休業からの職場復帰の場合は産休・育休期間が記載された就労証明書</p> <p>■育児休業申出書の写し（『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』に基づく場合のみ）</p>
	父親・母親が疾病等	<p>■医師の診断書（保育所入所申込用）</p> <p>※保育できない期間が記載されたもの</p>
病 気 ・ そ の 他	親族の看護・介護等	<p>■看護・介護される方の診断書等</p> <p>※看護・介護の必要な期間が記載されたもの</p> <p>■看護・介護申立書</p> <p>※保育に欠ける理由として妥当かどうか協議させていただくことがあります。</p>
	母親の妊娠・出産	<p>■母子手帳の写し（表紙と出産予定日記入欄）</p> <p>※就労等の理由で申込される場合も、妊娠中であれば母子手帳の写しを提出してください。</p>
	就学	<p>■通学証明書</p> <p>※通学期間及び通学時間が記載されたもの</p>

- ③ 印鑑（スタンプ式不可）・個人番号通知カード及び申請者の運転免許証等（又は個人番号カード）

※令和2年5月末の個人番号通知カード廃止により、通知カード記載の住所が現住所と異なる場合は、個人番号カードまたは住民票（個人番号の記載のあるもの）にて番号確認を行います。

- ④ 戸籍謄本等（第2子以降の多子軽減に該当する方のみ）

兄・姉の住民票が佐伯市以外にあり、多子軽減の確認ができない方のみ必要
※詳しくは、こども福祉課にお問合せください。

（注）令和1年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児のすべての子ども及び0～2歳児の非課税世帯の保育料が無償化となりました。保育所入所に係る厳正な審査をさせていただくため、就労状況等を確認させていただくことがあります。

入所期間について

児童を家庭で保育することができない理由により入所期間が異なります。

入所理由	入所期間
就 労	令和6年（2024年）3月31日まで ※期限付の就労の場合はその日の属する月の末日まで
育児休業からの職場復帰	■職場復帰がその月の19日以前の場合 →その月の前月の初日から入所可能 ■職場復帰がその月の20日以降の場合 →その月の初日から入所可能
妊 娠・出 産	出産予定月を挟んだ産前産後各2か月の最長5か月で退所になります。 ※多胎妊娠の場合は出産予定月を挟んだ産前産後各3か月の最長7か月
疾 病 等	年度内で家庭での保育に支障をきたす期間
病気の看護等	年度内で家庭での保育に支障をきたす期間
就 学	就学期間が終了する日の属する月の末日まで
求 職 活 動*	年度内で父母合わせて2か月間（ひとり親家庭の場合は3か月間） ただし、求職活動での入所が年度をまたぐ場合は連続して3か月が限度となります。（月の半分以上の就労がなければ求職活動とみなします。） 〈注意〉求職期間内に就労を開始しなければ退所になります。

※求職活動とは1日4時間以上かつ週4日以上求職活動をすることをさします。

入所調整（入所選考）について

入所調整は、家庭において日中、申込時の児童の保育の必要性の程度及び優先利用の基準により保育の必要性の高い申込児童から順に行います。

優先度の目安はおおむね次のとおりです。

優先度	就労等の状況	世帯の状況
高い ↑	職場復帰*（育休・産休明けによる） 就労中、就学中 妊娠・出産 疾病等	ひとり親の世帯 生活保護世帯 その他の世帯
低い	その他（求職中）	

入院や通院状況、疾病の程度、世帯の状況、きょうだい児（多胎児）世帯等により優先度を判断します。

※職場復帰の方は優先的に入所調整を行いますが、入所後、復職せずに退職した場合、退所となることがあります。



入所できない場合

申込書は、入所期限がある場合を除いて、令和6年（2024年）3月入所申込まで有効です。希望月に入所できなかった場合、翌月以降も入所調整（選考）の対象となりますが、希望園や家庭状況の変更等がある場合は次の月の申込締切日までにご連絡ください。

保育所へ入所してから

◆就労先などへ現地調査をする場合があります。

※就労実態がない場合や届出の内容と違う場合は、退所していただくことがあります。

◆入所直後（転園児含む）の保育時間は、児童を集団生活に慣れさせるため、児童の体調等に配慮しながら短い時間（ならし保育）から徐々に通常の時間にします。

※ならし保育の期間はおおむね2週間程度ですが、園の都合・児童の状態により更に延長する場合があります。また、一時預かり保育を入所前のならし保育として利用することはできません。ご了承ください。

※転園した場合も、転園した園でならし保育を行います。

◆児童の送迎は保護者が行ってください。

◆入所後の転園は、原則として次年度まで受け付けません。（令和6年度4月入所一次受付時のみ転園希望を受け付けます。）

※特別な事情が生じた場合は、こども福祉課までご相談ください。

退所について

保護者が離職又はその他の理由で児童を家庭で保育できる状態になった場合は、すみやかに退所の手続きをしてください。

◆退所日は退所する日の属する月の末日となります（やむを得ない場合は除く）。

退所する場合は、退所日までに必ず市役所こども福祉課又は各振興局に「保育所退所届」を提出してください。保育所では退所手続きは出来ません。

※手続きが遅れた場合は、退所月の翌月以降の保育料が発生する場合があります。

◆次の場合は退所していただくことがあります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があるなど、虚偽の申込みが判明したとき
- ② 入所理由が消滅したとき
- ③ 入所児童が心身の状況等により集団保育になじまないとき
- ④ 長期（2か月間以上）にわたって欠席が続くとき
- ⑤ 妊娠・出産の入所期間が終了したとき
- ⑥ 育休復帰を理由に入所したが、復職せずに退職したとき

延長保育について

保育時間の延長を行う保育所（園）があります。延長保育については各保育所（園）での対応となります。保護者の就労時間などの事情により、保育時間の延長が必要な方は利用できる年齢、保育時間及び延長料金について各保育所（園）に直接お尋ねください（P11 参照）。

現況届について

在園児童のご家庭の現況調査を行います。（令和5年（2023年）10月～11月実施予定）この調査は、現況届の提出により保育所入所基準を満たしているか、再度確認するために実施します。その際、別途書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

保育料について

4月1日現在の年齢が3歳以上の児童の保育所、認定こども園の保育料は無償です。(幼稚園利用は満3歳児から無償です。)ただし、保育所等の給食費、帽子代、行事に係る費用等は、保護者負担となります。3歳未満児の保育料は下のとおりです。

【令和5年度 佐伯市保育料（保育所利用）月額】

階層区分	世帯の所得区分	対象	4月1日現在の年齢		備考
			3歳未満児		
			標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	すべて	0	0	※1：「要保護世帯」とは母子世帯、父子世帯、障がい者の同居する世帯
第2階層	市町村民税非課税世帯	すべて	0	0	
第3階層 要保護世帯※1	48,600円未満	第1子	5,350	5,300	※2：生計を一にしている子どものうち第2子以降の保育料は無料になります。 ■保育料の算定については、市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない）を算定の基礎とします。また、第1階層を除き、当該年度の4月から8月分までは前年度分、当該年度9月から3月分までは当該年度分の市町村民税所得割課税額で算定します。
		第2子以降※2	0	0	
第3階層	48,600円未満	第1子	11,700	11,600	
		第2子以降※2	0	0	
第4階層 要保護世帯※1	48,600円以上 77,101円未満	第1子	5,400	5,400	
		第2子以降※2	0	0	
第4階層 多子範囲	48,600円以上 57,700円未満	第1子	18,000	17,800	
		第2子以降※2	0	0	
第4階層	57,700円以上 97,000円未満	第1子	18,000	17,800	
		第2子以降※2	0	0	
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	第1子	26,700	26,400	
		第2子以降※2	0	0	
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	第1子	36,600	36,100	
		第2子以降※2	0	0	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	第1子	48,000	47,300	
		第2子以降※2	0	0	
第8階層	397,000円以上	第1子	62,400	61,500	
		第2子以降※2	0	0	

■保育料（令和5年4月から令和6年3月までの）算定の基礎

4月～8月分：令和4年度の市町村民税（令和3年中の収入に基づくもの）の額

9月～3月分：令和5年度の市町村民税（令和4年中の収入に基づくもの）の額

- ◆各月の初日の在籍が基準日となり、在籍中は出席日数にかかわらず1か月分の保育料が必要です。病気、けが等で長期欠席する場合は、こども福祉課までご相談ください。
 - ◆入所後に結婚・離婚（事実婚含む）などで世帯に変更があった場合や生活保護の開始・廃止が生じた場合は保育料が変更となることがありますので、必ずこども福祉課までご連絡ください。
 - ◆施設によっては、保育料のほかに入園料等別途費用がかかる場合があります。別途費用が発生するかは各施設に直接お問合せください。
- ※税の申告漏れなどにより市町村民税が確認できない方については、最高額階層にて保育料を決定します。必ず申告をしてください。
- ◆保育料の算定には、市町村民税所得割課税額を算定の基礎としています。市町村民税の更正等により保育料が変更する場合があります。

保育料及び副食費の納期限

保育料及び副食費の納期限は、下記のとおりです。当月分を翌月の10日までに納付してください。10日が土日、祝日等で閉庁日の場合は、翌開庁日になります。保育料の納期限と口座振替日は同じ日です。口座振替にしていない場合は、毎月納付書をお送りします。各金融機関又はこども福祉課、各振興局等で納付してください。

ただし、私立認定こども園に入園した場合は、保育料及び副食費の納付先が在籍する園となります。

納付方法などについては、在籍する園にお問い合わせください。

入所月	納期限(口座振替日)	入所月	納期限(口座振替日)
4月分	令和5年5月10日(水)	10月分	令和5年11月10日(金)
5月分	令和5年6月12日(月)	11月分	令和5年12月11日(月)
6月分	令和5年7月10日(月)	12月分	令和6年1月10日(水)
7月分	令和5年8月10日(木)	1月分	令和6年2月13日(火)
8月分	令和5年9月11日(月)	2月分	令和6年3月11日(月)
9月分	令和5年10月10日(火)	3月分	令和6年4月10日(水)

※兄(姉)が入所中で口座振替している場合でも、弟(妹)が入所するときは、改めて手続きが必要です！

また、保育料を口座振替している場合でも、給食費が発生した場合は改めて口座振替の手続きが必要です。

保育料及び副食費の口座振替を推進しています！



注意事項

- ◆ 入所申込される児童の発育、健康面などで心配のある方はご連絡ください。
- ◆ 保育料及び副食費は必ず納めてください。滞った場合、児童手当等により納付していただきます。
滞納が著しい場合、給与、財産(車等)の差し押さえをする場合があります。
- ◆ 保護者が育児休業を取得する場合には、保育所入所資格に該当しません。
ただし、産前休暇前から保育所等に入所している児童で、児童の発育上環境の変化(保育所を退所すること)が好ましくないとされる場合において、出生した児童の1歳の誕生日までに復職する方(産前休暇前の就労先と雇用が継続し、育児休業終了後にその就労先に復職される方)に限り継続入所をすることができます。

【入所継続の例】

- ・ 法律に基づいた育児休業があり、対象児童の1歳の誕生日までに退職せずに復職する
- ・ 妊娠・出産期間以前から就労している職場を退職せずに産後休暇終了後復職する

【退所(園)の例】

- ・ 育児休業取得中に退職した(復職しなくなった)場合
- ・ 就労等の理由で申込みをされた方で、入所時に妊娠・出産の期間(予定日の前2か月、多胎妊娠は前3か月)に入っている場合

※ 就労等の理由で申込みをされていても入所時に妊娠・出産の期間(予定日の前2か月、多胎妊娠は前3か月)に入っている場合は妊娠・出産の理由による入所とみなします。

幼児教育・保育の無償化について

幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子ども、または0歳から2歳までの子どもがいる住民税非課税世帯を対象として、令和1年10月から利用料の無償化が開始されました。無償化の対象と範囲は次のとおりです。

なお、保育所等の給食費、帽子代、行事に係る費用等は無償化後も保護者負担となります。

		保育園・こども園 (保育利用)の保育料	幼稚園・こども園 (幼稚園利用)		認可外保育 施設など※2
			教育 (保育料)	預かり保育※1	
0~2歳児	住民税 非課税世帯	無償	/		無償※4 (上限42,000円)
	住民税 課税世帯	対象外			対象外
満3歳児 <small>※満3歳から 最初の3月まで</small>	住民税 非課税世帯	無償	無償	無償※3 (上限16,300円)	無償※4 (上限42,000円)
	住民税 課税世帯	対象外		対象外	対象外
3~5歳児 <small>※3歳最初の4月から小学校入学まで</small>	無償	無償※3 (上限11,300円)		無償※4 (上限37,000円)	
無償化に関する手続き		不要	不要	必要	必要

※1：幼稚園教育要領等に基づく預かり保育事業。預かり保育を実施している幼稚園、こども園に在園する場合は、預かり保育以外（認可外保育施設、一時預かり事業など「※2」のサービス）の利用料は無償化対象外となります。

※2：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※3：事前の認定申請が必要です。（保育の必要性があることが無償化対象の要件）

※4：認可外保育施設、一時預かり事業など「※2」は、保育の必要性があり、保育所やこども園を利用できていない子どもが無償化の対象です。また、事前の認定申請が必要です。

休日保育について

保護者全員が就労等により日曜や祝日(12月29日から1月3日は除く)に常態的に保育ができない子どもを対象として休日保育事業を令和3年10月31日から開始しました。

休日保育事業の内容や利用の要件、手続きなどは次のとおりです。

実施施設	やよいこども園 (佐伯市弥生大字上小倉 1201-1)
対象児童	佐伯市に住民票がある2歳児以上(4月1日現在)で、かつ、認可保育所等に在籍する保育利用(2・3号)の児童
利用時間	7:30~17:30(延長保育は行いません)
利用条件	直近の保護者の休日(平日1日)を家庭での保育日とします。
利用料等	無料。給食は行いません(おやつは提供)。弁当、水筒が必要です。
利用手続き	利用希望月の前月10日までに「休日保育利用登録承認申請書」と「休日に保育ができないことを証明する書類」(保護者全員分の休日就労証明書等が必要)をこども福祉課に提出してください。 ※利用登録が決定した保護者は、利用月の前月20日までに実施施設へ「利用申込兼振替休日申出書」を提出してください。

※利用には定員があります。また、実施施設以外の在園児は慣らし保育が必要です。

佐伯市の保育所・認定こども園

		保育所・園名	所在地	連絡先	開所時間	定員	一時保育	延長保育	対象乳幼児	
認可 保育所	私立	大日保育園	若宮町 1-32	22-2430	7:00~18:00	90	—	~18:30	6か月以上	
		八幡保育園	大字戸穴 7-2	27-7661	7:30~18:00	30	○	—	6か月以上	
		長島保育園	長島町 2-27-1	24-0522	7:00~18:00	60	○	~18:30	6か月以上	
		ふれあい保育園	新女島 6930	22-9933	7:00~18:00	70	○	~19:00	6か月以上	
		松浦保育園	鶴見大字沖松浦 745-1	33-0096	7:00~18:00	41	○	~18:30	6か月以上	
		さくら保育園	新女島 6945-3	28-8877	7:00~18:00	80	○	~18:30	6か月以上	
	公立	つるおか保育所	鶴岡町 2丁目 3-8	20-3050	7:30~18:30	120	○	—	10か月以上	
		畑野浦保育所	蒲江大字畑野浦 596-23	45-0038	7:30~18:30	32	○	—	6か月以上	
認定 こども 園	私立	やよいこども園	弥生大字上小倉 1201-1	46-1591	保育所 利用	7:00~18:00	110	○	~18:30	6か月以上
					幼稚園 利用	8:00~14:00	25	—	—	満3歳児以上
		にじいろこども園	弥生大字大坂本 1065-1	46-1441	保育所 利用	7:30~18:30	40	○	—	10か月以上
					幼稚園 利用	8:00~14:00	10	—	—	満3歳児以上
		カトリック 佐伯幼稚園	中村東町 7-3	22-2182	保育所 利用	7:30~18:30	60	—	—	1歳児以上
					幼稚園 利用	8:00~15:00	120	—	—	満3歳児以上
		ルンビニこども園	城下東町 5-4	23-6160	保育所 利用	7:00~18:00	110	—	~18:30	5か月以上
					幼稚園 利用	8:00~14:00	135	—	—	満3歳児以上
	みなみこども園※ (みなみ保育園)	中の島 2-19-36	23-0567	保育所 利用	7:00~18:00	120	○	~18:30	6か月以上	
				幼稚園 利用	8:00~14:00	15	—	—	満3歳児以上	
	みなとこども園※ (みなと保育園)	鶴谷町 1-5-15	22-5399	保育所 利用	7:00~18:00	70	○	~18:30	6か月以上	
				幼稚園 利用	8:00~14:00	10	—	—	満3歳児以上	
	さいきこども園※ (佐伯保育園)	蟹田 7-12	22-0644	保育所 利用	7:00~18:00	90	○	~18:30	6か月以上	
				幼稚園 利用	8:00~14:00	10	—	—	満3歳児以上	
	公立	ほんじょうこども園	本匠大字笠掛 1381-1	56-5033	保育所 利用	7:30~18:30	60	○	—	7か月以上
					幼稚園 利用	7:30~13:00	5	—	—	満3歳児以上
なおかわこども園		直川大字上直見 577	58-2146	保育所 利用	7:30~18:30	36	○	—	9か月以上	
				幼稚園 利用	7:30~13:00	4	—	—	満3歳児以上	
かまえこども園		蒲江大字蒲江浦 404-1	42-5500	保育所 利用	7:30~18:30	115	○	—	6か月以上	
	幼稚園 利用			7:30~13:00	5	—	—	満3歳児以上		
うめこども園	宇目大字千束 2137-2	52-1013	保育所 利用	7:30~18:30	41	○	—	10か月以上		
幼稚園 利用	7:30~13:00	8	—	—	満3歳児以上					
地域型 保育	私立	(福)長陽会 愛	大字長良 4954	28-3322	7:30~18:00	5	—	~19:00	6か月 ~2歳児	
		ながと保育園	鶴岡町 1丁目 2151-1	20-3399	7:00~18:00	7	—	~19:00	10か月 ~2歳児	
		花みずき保育園	大字池田 2256-7	23-1155	7:00~18:00	4	—	~19:00	10か月 ~2歳児	
認可外 保育所		しroyama共同保育園	中の島 1-4-45	23-1850	平日 7:20~18:00 土曜 7:20~17:00	60	○	平日~18:30	おおむね 10か月以上	

★私立認定こども園の幼稚園利用、認可外保育所を希望するときは、直接、各園に申し込んでください。

※令和5年4月から認定こども園として開園予定。

こんなとき、どうする？

申込状況に変更があった場合は、こども福祉課に連絡、届出が必要です。
届出には印鑑（スタンプ式不可）をお持ち下さい。

◆申込後、入所決定までの期間に次のような状況になった場合は連絡してください。

- 申込みの理由や意思がなくなったとき
- 就職または転職、離職したとき
- 住所・電話番号など連絡先に変更があったとき
- 家庭状況に変動があったとき（妊娠・出生・死亡・結婚・離婚等）
- 入所希望する保育所を変更したいとき（申込み締切り日時 17 時まで）

◆入所後、下記の事由等が発生した場合は2週間以内に届出が必要です。

- 就職または転職したとき・・・・・・・・・・就労(予定)証明書
- 退職したとき・・・・・・・・・・変更届
- 父又は母が病氣療養するとき・・・・・・・・・・医師の診断書
- 母子手帳の交付を受けたとき・・・・・・・・・・変更届、母子手帳の写し
- 住所・電話番号など連絡先が変更になったとき(転居等)・・・変更届
- 家庭状況に変動があったとき(妊娠・出生・死亡・結婚・離婚等)・・・変更届等
- 生活保護が開始、廃止になったとき・・・・・・・・・・変更届等
- 療育手帳等の交付を受けたとき・・・・・・・・・・変更届等

注意：申込書の記載事項に変更があったときは、必ずご連絡ください。家庭状況の変動、手帳の交付などにより、保育料、副食費が変更になる場合があります。

佐伯市ホームページ

検索

<http://www.city.saiki.oita.jp/kosodate/default.html>
各証明様式は、ホームページからダウンロードできます。



佐伯市子育て・子育てアプリ「さいきっず まある」

母子モ

検索

パパ・ママの出産・子育てを応援するスマートフォン向けのアプリケーションです。



問合せ先

佐伯市役所 こども福祉課 こども福祉係
TEL 22-3972（直通）